

野田市市民会館を撮影で利用される皆様へ

当施設は、約90年前（大正13年頃）に建てられた
野田の醤油醸造家・茂木佐平治氏の旧邸宅で国登録有形文
化財であり、庭園も県内初の国登録記念物です。

～利用に際して～

- ①当館の建物および庭園は、当時のままの状態をご利用頂いております。
傷つけたり、汚したりしないように気をつけてください。
万が一損傷・汚損をした場合、利用者の責任において原状復帰の費用の負担等をしていただきますが、当時のままのもので修復のきかない物もございます。特に、長い持ち物の取り回しには十分ご注意ください。
また庭園での撮影時は三脚などを養生する等のご配慮をお願いします。
(和室での撮影時にはゴザの貸出を行っています。職員までお声かけ下さい。)
- ②公序良俗に反する衣装、内容の撮影はお断りしております。
- ③撮影目的でご利用になる方は、部屋をお借り頂いた上で撮影をお願いします。



撮影時にお願いしたいこと

- ・更衣室はありません（貸し部屋内での着替えは可）。トイレや駐車場での着替えはご遠慮ください。
また、貸し部屋の施錠はできませんので貴重品は必ずお手元にお持ちください。
 - ・屋外で使用した靴などを室内に持ち込む際は、必ず汚れを払い、ビニール袋などに入れてください。
 - ・庭に面しているガラス戸は、開閉は可能ですが外すことは絶対にしないで下さい。
また、部屋をふすまで仕切る際、仕切りを外す際は、職員までお声かけ下さい。
 - ・利用申請をした部屋以外の場所（廊下・台所・門など）での撮影も可能ですが、占有可能なスペースはお借り頂いている部屋の中のみです。利用申請をした部屋以外の占有は禁止となっております。
市民会館の建物（茂木佐邸）を見学するために来館する方もおられますので、他の利用者の妨げとならないよう、ご注意ください。
 - ・庭園内には立ち入り禁止箇所がございます。利用時にお渡しする、「敷地内の立ち入り禁止区画」を必ず利用者全員でご確認の上、撮影をお願いいたします。
 - ・館内の備品（机・椅子ほか共有スペースに置かれているもの全て）を撮影で使用するには必ず受付にお声かけ下さい。
 - ・使用した貸部屋は退室時間までに必ず掃除機をかけて清掃してください（掃除機は貸出します）。
 - ・お借り頂いている部屋と市民つどいの間以外での飲食はご遠慮ください。
- ◎撮影した写真を別媒体（ブログなどインターネット媒体含む）に掲載する場合には、別途申込書の記入をお願いしております。申込書の記入はご来館当日でかまいません。職員までお声掛けください。

文化財の損傷・汚損につながるような行為は、絶対におやめください。
文化財の「保存維持」にご理解・ご協力をお願いいたします。